

平成28年度富士見市協働事業提案制度 行政提案型協働事業

提案者名	富士見市社会福祉協議会
主な活動場所 (施設名等)	富士見市社会福祉協議会 (富士見市市民福祉活動センター「ばれっと」内) 住所：富士見市大字鶴馬1932-7市民福祉活動センター「ばれっと」内
構成員	市内在住 名 市内在勤・在学 名 市外在住 名 合計 95名
団体設立年月	昭和32年4月 (法人資格取得時期 昭和45年3月)
事業の名称	あいサポート3周年イベント～知ろう！学ぼう！当事者から～
事業期間	平成29年4月1日 から 平成30年3月31日 まで
事業の目的	全国の自治体 (市区町村) で初めて、鳥取県と推進協定を結んで3年目を迎えることと、障害者差別解消法施行後1年経過を経て、多くの市民に障害当事者との交流を通じ、障がいを持つ人にも同じ人権を有する市民であることを再確認してもらおうと共に、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現の第1歩となる事を目的とする。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい当事者 (盲ろう者) の講演。 ・実際に体験する。(アイマスクをして歩いたり、おやつを食べたりする。車いすに乗ってみて施設を回るなど) ・映画の上映 (どんぐりの家) ・市内の作業所の紹介及び作品 (商品) 等の展示や販売を一緒に行い、障害者の就労や限りない可能性や能力 (ちから) を多くの市民に知ってもらおうと共に、少しでも作業所に通う仲間の工賃アップややる気につながるよう、授産品を紹介・販売をする。 ・現在活動中のメッセージの紹介と活動報告等を行い、この運動を推進させる仲間の輪を広げていく。
事業予算額	市補助金 88,000円 団体負担金 0円 合計 88,000円
協働の効果と 役割分担 (要約)	<p>1 協働の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差別解消法における合理的配慮は、行政機関では必須。一般企業等でも努力義務となっている。協働で実施することにより、行政も民間 (一般市民) も障がいについての理解と促進が想定される。 <p>2 提案団体が担う役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約2年に及ぶあいサポート研修のノウハウ (障がい当事者を巻き込んだ研修) を最大限に活用した、当事者あつてのあいサポート研修 (講演等含む) の実施。 ・他機関 (障害者施設及び団体、学校等) とのパイプを活用し広く啓発を行うと共に集客を促す。 <p>3 市に期待する役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場の先行予約。 ・市報、HP等を活用した広報。 ・各障害者団体等への周知。